

築上町告示第104号

平成25年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年8月21日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成25年9月4日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

工藤 政由君	小林 和政君
宮下 久雄君	西畑イツミ君
西口 周治君	工藤 久司君
有永 義正君	丸山 年弘君
吉元 成一君	武道 修司君
塩田 文男君	塩田 昌生君
中島 英夫君	田原 宗憲君
信田 博見君	田村 兼光君

9月9日に応招した議員

9月10日に応招した議員

9月11日に応招した議員

9月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成25年 第3回 築上町議会定例会会議録(第1日)

平成25年9月4日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
  - 提出された案件等の報告
  - 町長の報告
  - 報告第3号 平成24年度健全化判断比率の報告について
  - 報告第4号 平成24年度資産不足比率の報告について
  - 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
  - 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
  - 報告第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第61号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第62号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第63号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 認定第1号 平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第10号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第11号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第12号 平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第64号 築上町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第20 議案第65号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第66号 町道路線の変更について
- 日程第22 議案第67号 市町の境界変更について
- 日程第23 議案第68号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第24 議案第69号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
  - 議長の報告
  - ・提出された案件等の報告
  - 町長の報告
  - 報告第3号 平成24年度健全化判断比率の報告について
  - 報告第4号 平成24年度資産不足比率の報告について
  - 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
  - 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
  - 報告第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第61号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第5 議案第62号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第63号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 認定第1号 平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第12 認定第6号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 認定第7号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第14 認定第8号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について  
日程第15 認定第9号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第16 認定第10号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第17 認定第11号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第18 認定第12号 平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について  
日程第19 議案第64号 築上町子ども・子育て会議条例の制定について  
日程第20 議案第65号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第21 議案第66号 町道路線の変更について  
日程第22 議案第67号 市町の境界変更について  
日程第23 議案第68号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について  
日程第24 議案第69号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

出席議員(16名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 工藤 久司君
7番 有永 義正君	8番 丸山 年弘君
9番 吉元 成一君	10番 武道 修司君
11番 塩田 文男君	12番 塩田 昌生君
13番 中島 英夫君	14番 田原 宗憲君
15番 信田 博見君	16番 田村 兼光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 補佐 木部 英明君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 進 俊郎君  
会計管理者兼会計課長 ..... 田中 哲君  
総務課長 ..... 則行 一松君 財政課長 ..... 中野 誠一君  
企画振興課長 ..... 渡邊 義治君 人権課長 ..... 中野 康弘君  
税務課長 ..... 田村 一美君 住民課長 ..... 平塚 晴夫君  
福祉課長 ..... 高橋 美輝君 産業課長 ..... 田村 啓二君  
建設課長 ..... 平尾 達弥君 都市政策課長 ..... 久保 和明君  
上水道課長 ..... 加來 泰君 下水道課長 ..... 古田 和由君  
総合管理課長 ..... 松田 洋一君 環境課長 ..... 永野 隆信君  
農業委員会事務局長 ... 加來 直之君 商工課長 ..... 神崎 一浩君  
学校教育課長 ..... 金井 泉君 生涯学習課長 ..... 宮尾 孝好君  
監査事務局長 ..... 木部 英明君 代表監査委員 ..... 尾座本雅光君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成25年第3回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。新川町長。

町長(新川 久三君) おはようございます。7月末から干ばつで、対策本部を設置しようかなというところで雨が参りまして、この雨が、また非常に継続的な雨で、長い雨で、災害も心配をしておるところでございますけれども、本町においてはある程度、まあ、そんなに大雨にはなっていないということで、できちゃあこのままいってほしいなど考えておると。また、きょうも台風の余波で警報が出るであろうと、このような予測をしておるところでございます。9月定例会を招集しましたところ、全議員の出席を賜り大変ありがとうございます。

9月2日の日に、防衛局と築城基地から町のほうに参りまして、議会にも多分参ったと思いますけれども、今の築城基地は飛行機がF-2とF-15ということで、2機種を一応実践的に持っております。その中で、F-15を沖縄のほうに配備しようということで、そしてF-2を三沢から築城のほうに持ってくるということで、おおむね3年後までに完了するというので、F-15を持っていくのが27年の末までと、そしてF-2を28年の初めに持ってくると、このような形で通告が福岡防衛局のほうからあっておるところでございます。

これに対しまして、局のほうは態様変更ではないと言うけれども、我々としては態様変更だということで、これは行橋、みやこと共同歩調を取りながら、態様変更の手続きをちゃんとやるべきだということで国のほうに物申していくと、このような形で行橋市長ともみやこ町長とも話をしておるところでございます。

それから、簡水の統一でございますけれども、一応もうこれを26年度から統一を段階的に、激変緩和するために26、27、28と3カ年でやって、28年度に完全に統一をしようということで位置づけたところでございます。26年度から段階的に26、27と。28年には100%同じ同一料金にすると、こういうことで、今、準備も進めておるところでございます。

それから、東九州放送株式会社、社長が、一応副町長がしておりますけれども、九州電波管理局のほうから、首長もしくは副町長がするのは好ましくないというふうな指導を受けまして、前職員でありました福田みどり氏を社長にしたということで、取締役会で決めたということで町のほうに通知があつておるところでございます。

次に4番目は、豊前環境施設組合の件でございますけれども、現在、みやこ町と豊前市と築上町、3つで共同運営をやっておりますけれども、非常に施設が、今、老朽化してきておるといふことで、これの長期寿命化の事業をやろうといふことで話を進めておつたところでございますけれども、これ、やっぱ相当数の負担金が必要になってくるといふことで、かねてから、こういう事業をやるときは築上町は独自に液肥化事業に取り組むといふことで、環境施設組合のほうには申し入れをしておつたところでございます。

これが現実的で、環境施設組合のほうも基本的にはそういう方向でいきたいといふところでございますけれども、なかなか農家はその気になり得ない状況もあるといふ話を聞いておるところでございます。もし、この液肥化をやらないという形になれば、この衛生組合を一応離脱いたしまして、独自に町のほうで液肥化をやって農地に還元していくと、こういう形のほうが本町にとっては処理費も安くつく、そして農家が喜ぶという二面性から見ても、これは当然この方向性に進むべきだと、農家の要請のほうも、築城のほうからも要請は若干あつておりますので、これを今から、約、量としては6,000トンから7,000トンぐらいの間になるかと思っておりますけど、この液肥化に踏み切るべきだろといふことで、組合の中で、もし組合がこれを全面的に液肥化やれば築城の分はそこでやってもいいよといふ話はしておるけど、なかなか一応困難なところも出てきておるようでございます。まあそういうことで協議はしてまいりますけれども、基本方針は離脱をしながら、いわゆる循環農業を行っていくという方針でおるところでございます。

次に、非常に入札等で不調にあつた広域医療再生事業の中で、医師会それから広域圏のほうでしております休日急患センター、これを合同で、今、豊前の旧北高跡に設置をして、最近入札が順調に、まあ1回目は不調でございましたけど、2回目は順調にいつて、松尾建設株式会社が落札をしたといふことで、既に起工式も終えたところでございます。でき上がりますれば、急患センターはこっちのほうに医師会に全面的な委託をしていこうと、このような考え方で、今、広域圏のほうで考えておるところでございます。

それからあと、水道企業団の伊良原ダムの関係でございますけれども、たしか、お手元にも資料を配付してると思いますが、全体的には678億円の全体予算に対しまして、約68%、今まで、平成25年度内に完了すると、このような目安が立っておるところでございます。用地につきましては99.5%、用地買収は完了して、あと9,000平米だけ残しておると。そして、家屋の移転については1戸残しておるといふ状況でございます。

そういうことで、非常に行政事業、大変まあいろんな諸問題抱えておりますけれども、

そして最後に、きょうは防災週間というような考え方の中で、1時半から、東松島市の3月までは部長さんでございましたけれども、再任用で、今、副理事ということで、副参事ですか、残って全国に事情説明など行ってもらっておると、こういうことで招聘をいたしまして、コマーレでするので、議員の皆さんも時間があれば御参加をしていただきたいと、このように考えておる次第でございます。

それでは本議会に提案した案件は、報告が財政問題の指数が2件、それから第3セクターの経営状況の報告3件、それから議案といたしましては、予算案が3件、それから決算の認定12件、そして条例案2件、その他の案件ということで4件、計21件を慎重審議していただいて、全議案採択をしていただくようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長(田村 兼光君) これで行政報告を終わります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、工藤政由議員、2番、小林和政議員。

#### 日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

8月29日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

9月4日水曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第69号の工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、本日即決することとして協議をいたしました。

9月5日木曜日、9月6日金曜日は、議案考案日とします。

9月7日土曜日、8日日曜日は、休会とします。

9月9日月曜日は、本会議で議案質疑とします。

9月10日火曜日は、本会議で一般質問とします。

9月11日水曜日は、一般質問の予備日とします。

なお、一般質問の予備日を使用しない場合は、休会といたします。

9月12日木曜日は、厚生文教常任委員会とします。

9月13日金曜日は、産業建設常任委員会とします。

9月14日土曜日、15日日曜日は、休会とします。

9月16日月曜日祝日は、休会とします。

9月17日火曜日は、総務常任委員会とします。

9月18日水曜日は、委員会予備日とします。

9月19日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。なお、一般質問の受付締め切りは、あす9月5日正午までといたします。

以上、会期は、本日から9月19日までの16日間とすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

議長(田村 兼光君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日4日から9月19日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月19日までの16日間に決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議案は、お手元に配付していますように、議案第61号ほか20件であります。

ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

次に、町長から報告があります。

報告第3号平成24年度健全化判断比率の報告について、報告第4号平成24年度資金不足比率の報告について、報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についての5件を一括して報告していただきます。

職員の朗読の後、町長の報告内容の説明を求めます。中野財政課長。

財政課長(中野 誠一君) 報告第3号平成24年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

続けてよろしいですか。

報告第4号平成24年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、平成24年資金不足比率を別紙監査委員の報告をつけ



て報告する。

議長(田村 兼光君) 則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 報告第5号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成25年9月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 報告第3号は、平成24年度健全化判断比率の報告についてでございますが、本報告は、平成19年の6月に法律が公布をされました地方公共団体の財政の健全化に関する法律という法律でございますが、平成24年度決算数値をもとに算定された健全化判断比率の4指標を報告するものでございます。健全化判断比率の4指標は、実質赤字比率、それと連結実質赤字比率、それから3つ目が実質公債費比率、4番目が将来負担比率でございます。

平成24年度の決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率がございません。実質公債費比率は12.8%、将来負担比率は75.4%となっておりますのでございます。

次に、報告第4号は平成24年度資金不足比率の報告でございますが、本報告も同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて決算数値を報告するものでございます。資金不足比率を報告するものでございますけど、24年度の決算においては、特定環境保全公共下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の資金不足比率は、比率なしとなっておりますのでございます。

次に、報告第5号はしいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。本報告は、平成24年度しいだサンコー株式会社の経営状況でございますが、当期の経営状況は、純売上高が5,174万6,849円で、対前年3,189万4,329円の減収になりました。これは、営業費用として販売費及び一般管理費5,065万6,300円で、対前年比が3,287万7,637円の減収となる。この減った主な原因は、あくりパークの指定管理制度を一応廃止をいたしまして町の直営にしたから、収支とも一応減少になったと、このようなことでございます。

また、経常利益は131万9,976円、当期純利益が93万3,519円となっておりますのでございます。

次に、東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございますが、本報告はコミュニティー放送の経営状況でございますけれども、当期の経営状況は売上利益が1,852万1,283円でございます。前年に対して43万1,575円の減収となっております。これに対して、営業費用、販売費及び一般管理費は1,709万7,044万3,000円で、対前年比151万400円減額となっておりますのでございます。

また経常利益金額は、144万6,038万7,000円、当期純利益は126万3,717円となっており、昨年に引

き続き、黒字となっておりますのでございます。

次に、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況でございますが、これはメタセの経営状況でございますけれども、純売上高が9,707万3,199円で、前年度に対して296万766円の増収となっておりますのでございます。これに対して、営業費用は8,797万2,562円で、対前年比が81万6,721円の増加となっております。

経常利益は982万2,261円、当期純利益が708万2,161円となっておりますのでございます。

以上で報告を終わります。

議長(田村 兼光君) これで報告を終わりました。

日程第4. 議案第61号

日程第5. 議案第62号

日程第6. 議案第63号

議長(田村 兼光君) これより議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第61号の平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてから、日程第6、議案第63号の平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第63号までを一括上程とすることに決定しました。

日程第4、議案第61号の平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてから、日程第6、議案第63号の平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

財政課長(中野 誠一君) 議案第61号平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第62号平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第63号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

平成25年9月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第61号は、25年度の築上町一般会計補正予算(第3号)でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額を97億890万円に3億4,940万円を追加いたしまして、100億5,830万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、農業基盤整備事業、これは干拓の中にある水路の改修、約4,000万ほど計上させていただいております。それから、町道の維持補修事業ということで2,000万ほど計上させていただいております。それからあと、農業公園の整備事業費ということで、4,626万7,000円ほど計上させていただいております。それからあと、下城井小学校のプール改修事業費、これを1億2,471万円を計上させていただいております。

歳入の主なものは、地域活性化雇用創出臨時交付金1億5,669万9,000円、それから農業基盤整備促進事業補助金2,050万円、再編交付金を9,500万円、それから前年度繰越金を1億6,959万6,000円を充てるようにしておるところでございます。

また、この前、臨時議会で議決をいただきました液肥タンクの増設事業ほか2事業について、過疎対策事業から地域経済活性化雇用創出の臨時交付金に財源を振りかえさせていただいております。

次に、議案第62号平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、本予算も規定の歳入歳出予算の総額を29億4,248万6,000円に2,769万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額を29億7,018万1,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、各種交付金及び負担金等の額の確定に伴う補正でございます。

歳入の主なものは、前期高齢者交付金の額に伴う7,066万8,000円の増額、それから国庫負担金の療養給付費負担金、これはマイナスの6,281万3,000円の減額、及び退職者の医療療養給付金交付金の過年度分1,984万円を増額補正をしておるところでございます。

歳出の主なものは、社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金、介護納付金の平成25年度支払い分確定に伴う増額補正、及び平成24年度分精算に伴う国庫の返納金が1,153万円の増額補正でございます。

次に、議案第63号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額を3億514万3,000円に619万8,000円を追加いたしまして、総額を3億1,134万1,000円にするものでございます。

補正の主な内容は、24年度の決算繰越金を計上いたしまして、保険料収納繰り越しに伴う県の後期高齢者医療連合への納付金を月おくれで納めるものでございます。

歳入の主なものは、前年度の繰越金を充てがえて行うもので、歳出は先ほど申しました619万8,000円を後期高齢者の連合に払うものでございます。

よろしく御審議をいただき、3議案とも御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第7.認定第1号

日程第8.認定第2号

日程第9.認定第3号

日程第10.認定第4号

日程第11.認定第5号

日程第12.認定第6号

日程第13.認定第7号

日程第14.認定第8号

日程第15.認定第9号

日程第16.認定第10号

日程第17.認定第11号

日程第18.認定第12号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第7、認定第1号の平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第12号の平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までを一括上程することに決定しました。

日程第7の認定第1号平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第12号の平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

財政課長(中野 誠一君) 認定第1号平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員

の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第10号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第12号平成24年度築上町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 認定第1号は、平成24年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が121億6,259万2,358円、歳出総額が108億6,933万9,130円でございます。歳入歳出の

差は12億9,325万3,228円でございます。翌年度へ繰り越した一般財源が1億1,565万8,000円で、実質収支額は11億7,759万5,228円でございます。単年度実質収支ということで、23年度の繰り越しと24年度の繰り越しを比較すれば、2億7,398万357円だけ少のうございました。実質単年度収支は4億1,833万3,199円の黒字となっておりますでございます。

次に、認定第2号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、歳入総額が1,803万4,980円でございます。歳出総額が3億1,323万4,022円ということで、2億9,519万9,042円の赤字となっておりますでございます。この赤字分は、平成25年度の収入から繰上充用いたしまして補填をしておりますでございます。何分、この赤字解消については努力してるが、なかなか少しずつではございますけど解消はしていったらという状況でございます。

次に、認定第3号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が676万8,391円、歳出総額が309万4,254円。その差額が367万4,137円でございます。こういって、ある程度この会計は良好に進んでおりますでございます。

次に、認定第4号平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、歳入総額が2万9,220円、歳出総額ゼロ。歳入歳出差し引き額は2万9,220円でございますが、滞納額がこれが1,383万4,472円残っておりますでございます。なかなかこれは収納に苦勞をしておりますでございます。あと1,300万、何とかこれを努力しながら収納してまいりたいと考えておりますでございます。

認定第5号平成24年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、歳入総額が373万9,881円、歳出総額が301万1,551円で、その差し引きは72万8,330円の黒字となっておりますでございます。

なお、平成25年度の残区画は大が12、中が29、小が157、計198区画を残っておりますでございますし、今までの販売実績は大が18、中が29、小が124、計171区画が販売ができておりますでございます。

次に、認定第6号平成24年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額は24億8,667万6,481円、歳出総額は26億4,243万2,360円ということで、1億5,575万5,879円の赤字になっております。単年度収支も1億510万9,799円の赤字でございます。この不足額は、平成25年度の税等の繰上充用を行いながら補填をしておりますでございます。

それから、認定第7号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額は、2億9,367万9,581円、歳出総額は2億8,747万9,880円ということで、その差額は619万9,701円の黒字でございます。この黒字分は、一応遅れて25年度の後期高齢者の保険料として納付をしなければならぬところでございます。

次に、認定第8号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額が2億16万2,997円、歳出総額は1億8,986万2,704円、歳入歳出の差額は1,030万293円で決算をしておるところでございます。

次に、認定第9号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が4億6,923万2,153円、歳出総額は4億4,036万9,190円でございます。その差し引き額は2,886万2,963円で、このうち翌年度に繰り越す財源が1,700万ほどでございます。実質収支が1,186万2,963円となっております。

それから、認定第10号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額が6億2,883万5,909円、歳出総額は6億1,489万1,453円ということで、1,394万4,456円の黒字となっております。

認定第11号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額は1億4,603万3,124円、歳出総額は1億3,959万3,500円でございます。643万9,624円の黒字となっております。

次に、認定第12号平成24年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本認定は、水道事業の経常的支出である収益的支出の収益については、営業収益が2億3,121万6,692円、営業外収益85円、総収益2億3,121万6,777円となっております。

支出については、営業費用が1億7,405万5,038円、営業外費用1,998万5,325円、総費用が1億9,404万363円で、経常利益が3,717万6,414円となっております。

それから、特別利益が18万8,945円、特別損失が1万7,066円ございまして、当年度の純利益が3,734万8,293円となっております。

そしてあとが、資本的支出については消費税込みで総収入が1,465万1,000円、総支出が9,468万7,977円となっており、不足額8,003万6,977円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をしておるところでございます。

内容としては、収入の主なもの企業債が1,400万円、支出は建設改良事業費として、建設改良事業費及び浄水器購入に1,509万8,097円、企業債償還金として7,958万9,880円となっております。

12議案ともよろしく審議をお願いいたしまして、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

ここで、代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いします。

代表監査委員(尾座本雅光君) 平成24年度築上町各会計の歳入歳出決算審査の意見について御報告をさせていただきます。おはようございます。代表監査委員をいたします尾座本です。

築上町の平成24年度の決算における審査を、7月の23日から30日にかけて監査事務局で丸山監査委員さんと実施いたしました。その結果について御報告を申し上げます。

平成24年度一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入が121億6,259万2,358円で、歳出は108億6,933万9,130円であります。それを差し引きますと、12億9,325万3,228円となります。実質収支は、11億7,759万5,228円の黒字ですが、単年度収支は2億7,398万350円の赤字となっております。

そして、引き続きまして特別会計の合算額ですけれども、歳入は42億5,319万2,717円です。歳出は46億3,396万8,914円で、差し引きますと3億8,077万6,197円で、実質収支は3億9,777万6,197円の赤字となっており、単年度収支においても1億84万8,698円の赤字であります。

一般会計に特別会計を合わせた総決算額は、歳入が164億1,578万5,075円であります。歳出は155億3,330万8,044円で、差し引きますと9億1,247万7,038円、実質収支は7億7,981万9,031円の黒字となります。単年度収支は3億7,482万9,055円の赤字となっておりますが、実質単年度収支は3億1,748万4,501円の黒字であります。

平成24年度決算統計調査では、経常収支比率は90.1ポイント、対前年度で言いますと0.5ポイントの減少。財政力指数は、0.324ポイント、対前年で0.008ポイントのいわゆる減少となっております。

また、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく4指標では、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率は比率なし、実質公債比率は12.8ポイント、対前年1.6ポイントの改善、将来負担比率は75.4ポイント、対前年11.9ポイントの改善となっております。資金不足比率は各会計とも比率なしとなっております。

地方交付税の削減が予想される今、自主財源の確保、適切な予算執行を行い、財源の健全化につながるよう望むものであります。

また、一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計において、それぞれ1,942万4,440円、それから1,956万4,445円、それから41万8,430円の不納欠損処分が行われてます。

町税、保険税、住宅家賃及び貸付金の収入未済額の増加、不納欠損の発生は、行政の計画的な執行に支障を来すのみならず、これを放置することは負担の公正性を欠き、ひいては行政に対する信頼を失いかねるものでもあります。今後、収納率の向上に努め、収納未済額の縮小に実行ある対策を講じられるよう要望いたします。

次に、水道事業会計決算の状況です。総収益は2億3,140万5,772円、総費用が1億9,405万7,429円となっております。当年度純利益は3,734万8,293円で、前年度純利益額と比較しますと純利益の額が2,500万7,312円に比べ、1,234万981円の増となっております。

単年度の経営状況は安定傾向にあると思われませんが、より一層の収益率の向上を目指すよう要望いたします。特に、収益の根幹となる有水率は当年度78.4%で前年度の77.0%に対してわずかに改善はしてありますが、依然として低い水準にあります。その原因究明に努めるとともに、水道料金の収納率向上等に一段の努力されるよう要望いたします。



以上もちまして監査報告とさせていただきます。

議長(田村 兼光君) どうも御苦労さまでした。

日程第19. 議案第64号

日程第20. 議案第65号

日程第21. 議案第66号

日程第22. 議案第67号

日程第23. 議案第68号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第19、議案第64号築上町子ども・子育て会議条例の制定についてから、日程第23、議案第68号市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてまでを一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第68号までを一括上程することに決定しました。

日程第19の議案第64号築上町子ども・子育て会議条例の制定についてから、日程第23、議案第68号市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第64号築上町子ども・子育て会議条例の制定について、議案第65号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成25年9月4日、築上町長新川久三。

議案第66号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

議案第67号市町の境界変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、豊前市と築上郡築上町の境界を別紙のとおり変更することを福岡県知事に申請するものとする。

議案第68号市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第5項の規定により、豊前市と築上郡築上町の境界変更に伴う財産処分に関し、別紙のとおり協議するものとする。

平成25年9月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第64号は築上町子ども・子育て会議条例の制定でございます。

本条例の制定は、子ども・子育て支援法が平成24年度に一応施行されております。これに基づきまして、子育て会議を本町で設置をしなければならないということで、この子育て会議に、設置に関する条例でございます。

次に、議案第65号は、築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定ということでございます。

今まで、町営住宅はそれぞれ小字で呼ぶもの、それから自治会で呼ぶもの、いろいろさまざまな形で呼び名がありましたが、今回わかりやすくするために基本的には自治会名で呼んでいこうと。そして自治会の何とか第3団地とかいう形で呼んでいこうと。

ただし、一丁畑については東築城と築城にまたがっておるんで、もう一丁畑そのままにやっっていこうと、このような形で一応条例改正をするものでございます。

次に議案第66号は、町道路線の変更でございますが、これは町道寒田36号線が途中で行きどまりになっておったというふうなことで、これより先を町道に認定をしながら、まあ、山道ではございますけれども一応町道に認定をしていこうと、このような形で町道変更をするものでございます。

それから、議案第67号市町の境界変更ということで、これは豊前市の補助整備事業に伴う本町区域が、この補助整備の中に、事業に参加をしております。これによって、境界変更を、お手元に皆さん資料として出しておりますけれども、境界変更を今回変更するものということでしておりますが、面積は同じ面積で変更していこうと、このような形で豊前市との話ができて境界を変更するものでございます。

同じく議案第68号も、これに伴う本町区域の財産処分に関する形で議会の議決が必要になってまいりますので、提案をさせているところでございます。

4議案ともよろしく御審議をしていただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

#### 日程第24、議案第69号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第24、議案第69号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については契約案件です。したがって、日程第24号を会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号を委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第24、議案第69号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

総務課長(則行 一松君) 議案第69号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成25年8月6日付、議案第59号をもって議決された公共下水道事業椎田処理区管渠築造工事(4工区)の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

平成25年9月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第69号は、工事請負契約の締結について議決内容を変更するものでございます。

これは、先ほど下水道工事で入札をいたしまして議決をいただきました。このときにも、皆さんにこのような方向でいきますということで御説明は申し上げておるところでございますけれども、同一業者が1工区とも2工区とも落札をしたというふうなことで、共通仮設費それから一般経費等が、これは合算した形で算出をします。このために、今まで合算したものが9,975万円でございましたが、これを9,369万450円ということで、同一業者が落札したという形の中で600万ほど減額をした形で契約変更を行うものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明を終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

議員(10番 武道 修司君) この金額なんです、通常、総予算から考えて1割程度が必要経費というふうな一般的には言われてると思うんです。2つの工事の中の1つを一般経費の部分が二重になるんじゃないかということで削減するというのでいけば、1割程度くらい減ってもいいんじゃないかなというふうに思うのですが、実際的に約600万ですか、この600万になったいきさつについて説明をお願いをしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課長の古田です。よろしくお願いいたします。

建設工事の取り扱いにつきましては、土木工事関係の県から出ております57年の建第49号の中に掲載されておりますが、定義的に建設工事の取扱いは50メートル範囲ということであります。これについても、工種等ありますが、大体50メートル以内の範囲で建設工事を取り扱います。

その中で後発工事につきましては、実質的には単体ずつですと、議員さん言われたような形で減額になる状況かもしれませんが、一応これは合算工事費、直接工事費足しまして、それぞれの直工に対する諸経費等を計上しておりまして、その差額分ということで計上させてありますので、全体的に積算基準に基づいて行ったという状況でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) それでは、これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。これより議案第69号についてを採決を行います。

議案第69号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時05分散会